

## 仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付規程

### (趣旨)

第1条 仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金事務局（以下「支援金事務局」という。）は、仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金運営事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第1条に定める趣旨に基づき、厳しい経営状況に置かれている中小貨物自動車運送事業者に対して、市内物流機能の維持を図るため、交付要綱第17条の規定により仙台市から交付を受けた補助金の範囲内において仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、この規程の定めるところによる。

### (交付対象)

第2条 支援金の交付対象となる者は、以下の要件を満たす個人事業者・中小企業等（※1）とし、補助対象車両、補助率及び補助単価は、別表1のとおりとする。

(1) 仙台市内に営業所を有し、貨物自動車運送事業（※2）を営んでいること

(2) 申請日時点で事業を継続しており、引き続き事業継続の意思があること

※1：中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第1項に該当する企業（みなし大企業を除く）をいう。ただし、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の4第25項各号に掲げる法人は除く。

※2：貨物自動車運送事業法第2条に規定する事業で一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

### (交付の申請)

第3条 支援金の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、様式1による仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請兼請求書に次の書類を添えて、支援金事務局に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

(1) 申請車両に係る自動車検査証の写し

(2) 法人の場合は現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書、個人の場合は別表2に定める本人確認書類の写し

(3) その他支援金事務局が必要と認める書類

2 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等との関係を有する事業者等は支援金の交付申請をすることができない。

3 支援金事務局は、前項に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、仙台市長を経由して宮城県警本部長宛て照会することができる。

### (交付の決定)

第4条 支援金事務局は、支援金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めたときは、速やかに支援金の交付を決定し、仙台市貨物自

自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付決定兼額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 支援金事務局は、前項の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。
- 3 支援金事務局は、申請者が第2条各号のいずれかに該当しない場合は、交付しない旨の決定をし、仙台市貨物自動車運送事業者燃料価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

#### （申請の取下げ）

第5条 申請者が、交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに、書面をもって支援金事務局に申し出なければならない。

#### （支援金の交付方法）

第6条 支援金は、支援金の額の確定後に交付するものとする。

#### （決定の取消し）

第7条 支援金事務局は、支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他不正の手段により支援金の交付決定又は交付を受けたとき。
- （2）第2条各号のいずれかの要件を満たしていないことが明らかになったとき。
- （3）申請の内容に虚偽があったとき。
- （4）第4条第2項により付した条件に違反したとき。

#### （支援金の返還）

第8条 支援金事務局は、支援金の交付決定を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

#### （加算金及び延滞金）

第9条 支援金の交付を受けた者は、第7条の規定に基づく取消しにより、支援金の返還の請求を受けたときは、その請求に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還の請求を受けた支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を支援金事務局に納付しなければならない。

- 2 支援金の交付を受けた者は、支援金の返還の請求を受けた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を支援金事務局に納付しなければならない。

#### （検査及び質問）

第10条 支援金事務局は、必要に応じ、申請者及び支援金の交付を受けた者に対し、支援金に係る

帳簿その他の関係書類の検査又は関係者への質問をすることができる。

(書類の整備等)

第11条 支援金の交付を受けた者は、関係する帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付を受けた年度が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 支援金事務局は、申請者及び支援金の交付を受けた者がこの規程に従って支援金事務局に提出する各種申請書類、挙証書類等については、支援金の交付のための審査等、本事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月5日から施行する。

別表 1

補助対象車両	補助率	補助単価※
<p>以下の全てを満たす車両。</p> <p>(1) 令和4年12月1日時点で支援金の交付対象者が使用する事業用の自動車。</p> <p>(2) 仙台市内に使用の本拠の位置があること</p> <p>(3) 有効な自動車検査証の交付を受けていること</p> <p>※被牽引自動車及び電気自動車を除く。</p> <p>※令和4年度仙台市一般会計補正予算（令和4年第4回定例会）に係る、一般廃棄物収集運搬事業者、観光バス事業者及び公共交通事業者への燃料価格高騰当等に対する支援制度の支援を受ける車両を除く。</p>	定額	<p>普通車 1台につき8万円</p> <p>小型車 1台につき2万円</p> <p>軽自動車 1台につき1万円</p>

※車両の区分は一般貨物自動車運送事業の許可、特定貨物自動車運送事業の許可又は貨物軽自動車運送事業の届けによる区分。

別表 2

本人確認書類
<p>本人確認書類は、次に掲げるいずれかの写しを提出すること（いずれも個人番号の記載のないものに限る）。ただし、住所、氏名及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う日において有効なもの（※）で、記載された住所が申請時に記載した住所と同一のものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）</li> <li>2 マイナンバーカード（オモテ面のみ）</li> <li>3 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）</li> <li>4 住民票（提出時から6か月以内に発行されているもの。）</li> <li>5 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る）（両面）</li> <li>6 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（全ページ、カード式の場合は両面）</li> </ol> <p>※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、更新期限の猶予等の措置が取られているものは、この限りではない。</p>